

第 61 回 小松市都市計画審議会 < 議 事 録 >

開催日時	平成 23 年 3 月 23 日(水) 午前 10:00 ～ 11:30
開催場所	小松市役所 低層棟 3 階 議会説明者控室
出席委員	和田衛委員、高見健次郎委員、西沢耕一委員、森俊偉委員、馬場先恵子委員、表靖二委員、久木義則委員、東出孝良委員（代理松本慶吾次長）、吉田信隆委員、東由美子委員、荒井美代子委員、矢田倫子委員（出席委員／12 名）
欠席委員	— (欠席委員／0 名)

1. 議案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 1 号 小松能美下水道の変更について (小松市決定) ・ 議案第 2 号 小松能美汚物処理場の変更について (小松市決定) ・ 議案第 3 号 小松における特殊建築物 (一般廃棄物中間処理施設) の敷地の位置について
2. 審議事項 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 1 号小松能美下水道の変更について (小松市決定) <ul style="list-style-type: none"> <事務局より議案説明(概要)> 汚水・雨水について漆町、光陽町を排水区域に追加する。既決定面積に 11ha (内訳：漆町 4ha、光陽町 7ha) を追加し、決定面積を 2,612ha とする。西軽海町の下水道接続に伴い東部第 1 汚水幹線の延伸を行っており、漆町、光陽町はこの東部第 1 汚水幹線に隣接しているため、一体的に整備することにより、効果が期待できる。下水道が整備されることにより、公共用水域の水質保全と住環境の更なる改善を図るとともに、周辺に広がる農地等へ配慮するものである。なお、平成 23 年 3 月 7 日から平成 23 年 3 月 22 日間に計画案の縦覧を行ったが、意見書の提出はなかった。 (意見、質問及び事務局回答)
委 員 会 長 委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の内諾は必要なのか。必要であれば取ってあるのか。 ・ 規定や内規はどうなっているのか。 ・ 両町内については、平成 22 年 9 月 29 日に町内会長に了解を得ている。法的根拠については、特段規定するものはないが、町内会長に計画の内容を説明し、異議がない旨の署名捺印をもらっている。
委 員 事務局 委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 署名捺印というのは、町の署名捺印ということか。 ・ 町内会長としての署名捺印をもらっている。 ・ なかなか接続しない人がいると聞いており、望まれない施設を造るのはどうか思うので、望まれる施設を正しい手続きにより行われているのであればよいと思う。
委 員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会長が全町内会を掌握して処理したということか。 ・ そうです。

委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会の同意を取ったということだが、都市計画決定の変更をする場合の要件はどうなるのか。その中に町内会の同意は含まれているはずだが、そのような説明をして、かつ同意を得ていると説明してもらいたい。法的根拠や都市計画決定の要件があるはず。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・書面的にはそのようなことは書いてないが、地元の接続については、促進に努めたい。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・法令で定められている場合と、内規により手続きを定めている場合があるが、どのような規則により町内会の同意を得たかを説明してもらいたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・県が定めた都市計決定事務の手引きのフローチャートに住民意見の聴取が定められており、これに基づき町内会長の同意をもらっている。
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・このような案件は初めてなのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・今までも同意を得た上で、都市計画審議会で説明しており、今回は事務局の説明不足、認識不足である。
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・この案件は、これで承認としてよいか。
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なし
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なしということで、原案どおり承認する。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 2 号小松能美汚物処理場の変更について（小松市決定） <ul style="list-style-type: none"> <事務局より議案説明（概要）> 小松市東部産業振興団地は、計画時は流域下水道の計画区域外であったため、小松市東部産業振興団地地域し尿処理場（A=1,500㎡）を昭和 62 年に都市計画決定した。その後、昭和 63 年に九寺井町と旧辰口町が新たに流域下水道処理区域に追加されたことに合せ、本団地を公共下水道計画区域に追加した。平成 19 年度に石川県が施工する梯川 5 号幹線の整備が完成したことにより、本団地が下水道へ接続可能となったことに加え、し尿処理施設の設備機器の更新時期を迎えていることから、公共下水道へ切替を行い、現在の施設を廃止するものである。なお、平成 23 年 3 月 7 日から平成 23 年 3 月 22 日間に計画案の縦覧を行ったが、意見書の提出はなかった。 （意見、質問及び事務局回答）
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を廃止することは全く問題ないと思うが、し尿処理施設の設備機器が老朽化して更新時期を迎えているということだが、更新すると費用がいくら掛かるため、接続した方が有利であるということ付加して説明した方がわかりやすい。また、縦覧した結果、意見書や地域の利用者からの異議がなかったということであれば、議案第 1 号と同様、施設を廃止する場合は、県の何々に基づき縦覧した結果意見書の提出がなかったと説明しないとわからない。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を継続して使用する場合は、改築更新と維持管理を合わせて 1 年当たり 2,000 万円となっており、下水道に接続する場合は、1 年当たり 760 万円となっている。その結果、公共下水道に接続す

委員	<p>る方が有利である。縦覧については、先程の説明と同様、都市計決定事務の手引きのフローチャートに従っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の説明で分からなくないが、そのフローチャートが何かを説明しないといけない。フローチャートという法律や規則はないのだから、県の手引きによればこうなるという説明をしないとわからない。市が行った手続きの根拠を示さないと説明にならないのではないかと。
事務局 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・今後はこのようなことがないようにきちんと説明したい。 ・内容は問題ないと思うが、縦覧などの事務手続きはきちんとしてあるのか。
事務局 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・問題ない。 ・第2号議案については、これでよろしいか。 (異議なし)
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なしということで、原案どおり承認する。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第3号小松における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について <事務局より議案説明（概要）> 建築基準法第51条ただし書きの規定により、小松市は特定行政庁であることから、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められるものについては、市長の許可により建築できる。当案件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項のごみ処理施設に該当し、一般廃棄物処理施設で処理能力が5t/日以上のため許可が必要となる。建物名称は「株式会社増田喜小松営業所」、申請地の位置は「小松市長崎町さ31番他7筆」、地目は「宅地」、敷地面積は1,427.96㎡、主要用途は「ごみ処理施設」で古紙の圧縮梱包処理を行う。処理能力は最大113.52t/日。搬出入は、主要地方道金沢美川小松線の側道から行われる。生活環境影響調査は、施設の稼働に伴う騒音・振動に対してのみ実施している。申請地は用途地域の指定がないため環境基準の類型指定はないが、両値とも参考とした準工・近商での基準値内となっている。なお、本件は石川県知事に対し、「廃棄物処理施設設置事業計画書」を提出しており、隣接する利害関係人の建設に対する同意の取得や、関係地域住民に対する説明、関係町内会との環境保全に関する協定など既に取り交わしており、いわゆる「生活環境の保全上の見地からの事前審査」については、3月15日を持って終了している。小松市としては、県の環境部局との整合を図っており、都市計画的にも当面、予定された都市施設はなく、このような処理施設の必要性もやむを得ないものと考えている。更に、関係利害人に対する説明や同意、環境に関する対処及び関係法令等に係る協議が満たされていると判断できるものとして、建築基準法第51条ただし書きの規定により、本件の敷地の位置について附議するものである。 (意見、質問及び事務局回答)

<p>会 長 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同意した近隣町内会とは具体的にどこか。 ・長崎町町内会・生産組合、小島町町内会・生産組合、下牧町町内会・生産組合、安宅町町内会・生産組合、鶴ヶ島町町内会・生産組合から同意をもらっている。
<p>委 員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の使用状況の写真はないか。 ・(写真を見せながら) 昭和 49 年に設立されており、かなり古い状態である。建設当時は用途地域の指定がなかったため、建設に対しては支障がなかったが、かなり老朽化していることから今回建替えを行うものである。
<p>委 員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な作業としては、古紙を収集して、それをプレスし容量を小さくするのか。 ・作業としては、福井県に同様の施設があるので、その写真で説明したい。(写真を見せながら) 古紙を堆積し、ベルトコンベアで送り、圧縮・梱包する作業までが本施設での作業となる。その後、梱包したものを再生業者に出荷する。
<p>委 員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入の車両の種類と状況はどうなるのか。 ・搬入は、一般的には各町内会や事業所から出る紙類を 2~4t トラックで各々が搬入する。搬出は、10t トラックでまとめて搬出する。頻度については、搬入が日当たり 20 台、搬出が日当たり 1 台程度の予定である。
<p>委 員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が直接持ち込むことはないのか。 ・基本は事業所だが、市民が直接持ち込んだとしても拒むものではないと思う。
<p>委 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が環境美化センターへ持ち込んだものを、こちらへ移動させるということか。なぜこの場所なのか。
<p>委 員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・また、どの程度の広域圏から持ち込まれるのか。 ・小松市内には同じような施設が何軒かあり、各々が各事業所と契約する形態である。小松市、能美市、加賀市、白山市などが収集のエリアの対象となっているが、そのエリア全ての紙類がこの施設に持ち込まれるわけではない。あくまで契約している事業所から搬入するものである。
<p>委 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小松市内に同様の事業所はどのような用途地域にあるのか。なぜ市街化調整区域を選ぶのか。多分採算が取れない工場なので探しやすい土地を求めたのではないかと思うが、その理由だけで本来開発を抑制すべき地域に建築する理由にならない。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小松市内には類似施設が現在のものを含めて 6 箇所ある。現在の事業所は住居系の用途地域にある。全て把握していないが、ある業者は工業地域にあり、ある業者は住居系の用途地域にある。申請地は、建設会社の資材倉庫が建っていた場所であり、市街化調整区域ではあるが新たな開発に繋がるものではないと判断している。合せて、前面道路が幅員 26m の幹線道路沿いに位置することを考慮し、申請はやむを得ないと判断している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺は田であり平地となっており、このようなある程度の大きさで、

<p>委 員</p>	<p>かつ塀で囲まれているものは、反対側からも目につきやすいと思われる。他の都市計画審議会でもよく話題となるが、このような施設の場合は、敷地の周辺にできる限り植栽を配置して欲しいと思うので、市としてその旨助言指導をしてもらえないか。</p>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 通常はこのような施設の場合には周辺を緑化するため、申請者が地元説明会において敷地周辺を緑化したいと提案したが、周辺が農地ということもあり、農地への影響を考慮して植栽を控えるよう地元から要望があったと聞いている。
<p>委 員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> • どういった影響か。 • 種子などの影響や維持管理の際に人が入るためだと思われる。ただし雨水については敷地内を砂利敷きとして敷地内に浸透させ、農地等に影響がないようにしている。
<p>委 員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> • この場所は、申請者が決めたのか。 • 申請者が新築に伴い土地を探していた中で、この場所に新築したいと相談があった。
<p>委 員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 申請地は、交通量が非常に多い道路沿いであり、近くにある準工業地域内ではダメなのか。 • 本来なら市街化調整区域ではなく、準工業地域などで建設する方がよいと思われる。当初、申請者から準工業地域内に建設したいと相談を受けていたが、近隣の同意を得ることができなかった。このような施設は準工業地域内であっても建築基準法第 51 条の許可にあたり、同意が必要である。そのため、市としても同意を得ていないものには許可できない。
<p>委 員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 周辺の町内が同意しているのであればいいと思うが、将来、周辺に建物が建つときに問題が起きるのではないかと。準工業地域で同意を得ることができなかったことが理解できない。そもそもなぜ準工業地域に指定されているのか。承諾を得られないのであれば準工業地域ではないのではないかと。 • 申請者は、小松市内の準工業地域内での建設を希望していたが、地域住民や町内会から反対があったため一度断念している。しかし、今回の申請地は、宅地である上、周囲の農地は県営ほ場整備で整備された優良農地であるため将来にわたっても開発が抑制される。準工業地域では、有害ではない一般の工場であれば建設は可能だが、ごみ処理施設のような特殊な建物には様々な許可条件が定められており、周辺の同意が必要となる。また、道路については、市の許可の運用基準において、処理施設は生活道路での運営を認めておらず、9m 以上の道路に面することを条件としており、幹線道路の方が許可の目的に適合している。
<p>委 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 申請地は、小松 I C や小松空港に近く小松の顔となる場所である。また、梯川に架かるオーバークリッジに近く、中央分離帯があるため、車がスピードを出す場所だと思われ、車両の出入りによっては非常に危険である。小松市内方面からの進入は左折で可能だが、金沢方面からの進入は直接入れない。

事務局	・4t 車までであれば、側道から橋梁の下を横断すれば進入可能であるが10t 車は大きく迂回する必要がある。
委員	・建物が大きいため、外観の色に配慮するべきであり、慎重に検討する必要がある。もちろん、リサイクル施設や廃棄物処理は、重要な問題であるので、重要な建築物だと思う。
事務局	・建物は東西方向で44m、南北方向で27mとなっており敷地いっぱい建つことになる。高さも9mあり、かなりボリュームのある建物となる。
委員	・隣地境界との間はどの程度か。
事務局	・それぞれ1.2mとなっている。
委員	・北側の農地への影響があるのではないか。
事務局	・北側の農地は、現在耕作されておらず荒地となっており、また地元説明会を行っている。
会長	・都市計画審議会の同意がないと建築できないということか。また、申請者は建築を急いでいるのか。
事務局	・都市計画審議会の同意が必要条件。また、申請者は、先に準工業地域内で探していたため、その際、かなりの時間を要している。
委員	・このような施設は、環境にそれほど影響がないかもしれないが周辺の一般住民はあまり喜ばないと思うので、準工業地域内は難しい。申請地は、市街化調整区域であるが、既存宅地であり、周辺の町内会と農業関係者から同意を得ている。環境面や交通面の指摘については、今後慎重に配慮をする必要はあると思うが、申請者は同意を得るなど努力しているため、賛成したいと思う。
委員	・今後、景観面の指導をしていくスケジュールを教えてください。
事務局	・この地域は、景観条例の対象であるため、着工前には条例により届出が必要であることから、色合いについては着工前に確認する。
委員	・景観面でのチェックはきちっとしていただきたい。
会長	・付帯条件として環境の悪化を防ぐような対策をするということをして承認するということがよいか。
事務局	・景観については、配慮するような形で詰めていきたい。公害については、地元と公害防止協定を結んでいるため、より以上の粉塵の飛散の防止や植栽等について今後内容を詰めた上で対応していきたい。
会長	・市からの指導をよろしくお願ひしたい。
委員	・内容は良いと思うが、環境面の他、現実的な危険として交通の安全があると思うので、それについても一言添えていただきたい。
事務局	・車両の出入りについては、赤色灯で知らせる対応を取っているが、その他交通安全を更に指導したい。
会長	・第3号議案を承認してよろしいか。よろしければ拍手をお願いしたい。
	(拍手)
会長	・市から申請者に対して強く指導していただくこととして、原案どおり承認する。